

36協定・就業規則等の届出にあたってのお願い

亀戸労働基準監督署

例年3月、4月には届出が集中し、電子申請及び郵送での申請の場合、控えの返送まで最大1か月程度お待ちいただく場合がございます。

内容に不備があると控えの返送までさらに時間を要します。届出にあたっては、以下の点に留意してください。

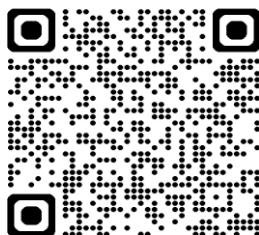
1 電子申請による届出



電子申請様式作成支援ツールについて

- ・入力フォームから必要項目を入力することで、労働基準監督署に届出が可能な資料を作成することができます。
電子申請が可能な対象手続は以下のとおりです。
○時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）
○1年単位の変形労働時間制に関する協定届
○就業規則（変更）届
- ・本ツールを用いて作成し、電子申請を行うためにはログインが必要であるため、GビズID若しくはスタートアップ労働条件のアカウントを用いてログインしてご利用下さい。
- ・本ツールは、以下の二通りの使い方ができます。
①ツール上で届出に必要な資料を作成し、労使協定を締結（就業規則については労働者代表から意見聴取）した上で電子申請を行う。
②ツール外で作成した労使協定の内容を入力し（就業規則を除く）、ツール外で作成した届出に必要な資料を添付した上で電子申請を行う。
- ・例年、3月中旬から下旬にかけて36協定届等の電子申請が集中し、処理に時間を要する場合があります。可能な限り当該期間を避けて、早めの申請にご協力いただきますようお願いします。

電子申請様式 作成支援ツール



ぜひ「電子申請様式 作成支援ツール」をご利用ください。
入力フォームに必要項目を入力し電子申請
することができます。

- (1) 本社一括届出の場合、「一括届出事業場一覧作成ツール」から作成した事業場一覧の CSV ファイルを添付してください。
- (2) 本社のみ等一か所に係る届出の場合「各事業場単位による届出」を選択し申請してください
- (3) 電子公文書(控え文書)の発出可能なファイルサイズの上限は20MB までとなっています。添付ファイルのサイズをご確認ください。
- (4) 添付した PDF ファイルにはパスワードをかけないでください。(電子公文書が発出できなくなります。)

2 郵送による届出

控え文書が必要な場合には、届出文書2部及び切手貼付した返信用封筒を同封してください。

3 協定内容等について

- (1) 別紙をご確認ください。
- (2) 用紙下部にチェックボックスのない古い様式で届け出られることがありますので、最新の様式としてください。

4 他

届出は到達したものから順番に対応いたします。可能な限り対応状況の照会などはお控えください。

(問い合わせ先)
亀戸労働基準監督署 方面
03-3637-8130
(R8.8)

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働保険番号	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	

事業の種類			事業の名称			事業の所在地				協定の有効期間		
						(〒 —)						
						(電話番号： — —)						
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)				
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐												
(チェックボックスに要チェック)												

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	具体的に定めてください。 「業務繁忙なとき」や「時間外労働をさせる必要がある具体的事由」と同じ記載は不可です。									
限度時間を超えて労働させる場合における手続										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 年 月 日 届出日以前の日付としてください。

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 具体的に記載してください。(×過半数代表者)

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名